

藤沢市保育士就労奨励助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市内（以下「市内」という。）の保育施設へ保育士として就労した者に対し、経済的支援を行うことにより、市内保育施設の人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的として、予算の範囲内において藤沢市保育士就労奨励助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等のうち、市内において法人又は個人が運営する施設をいう。

(2) 常勤職員

次に掲げる要件のすべてを満たす者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の定めのある労働契約を締結している者であって、保育施設において常態的に継続して勤務し、保育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

イ 次号に規定する常勤的非常勤職員でないこと。

(3) 常勤的非常勤職員

1年以上の期間の定めのある労働契約を締結している非常勤職員であって、保育施設において1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、保育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

(交付対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者をいう。

(1) 保育施設を運営する法人又は個人と期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の定めのある労働契約を新たに締結した者

(2) 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所（以下「就業場所」という。）が市内の保育施設であり、かつ、従事すべき業務が保育（認定こども園にあっては、保育認定を受けた子どもの保育に限る。）であること。

(3) 過去にこの要綱又は藤沢市幼稚園教諭等就労奨励助成金交付要綱による助成金の交付を受けたことがないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる保育士の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------------------------------|------|
| (1) 保育士資格取得後1年を経過せずに常勤職員として就労する保育士 | 10万円 |
| (2) 保育士資格取得後1年以上経過し常勤職員として就労する保育士 | 7万円 |
| (3) 常勤的非常勤職員として就労する保育士 | 5万円 |
| (4) 前3号以外の職員として就労する保育士 | 3万円 |

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、原則として市内の保育施設へ就労した日から3箇月以内に、藤沢市保育士就労奨励助成金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長へ申請しなければならない。

- (1) 就労した保育施設の雇用証明書(第2号様式)
- (2) 保育士証の写し
- (3) 履歴書(これまでの勤務状況が分かる書類)
- (4) 誓約書兼同意書(第3号様式)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査の上、助成金交付の可否を決定し、藤沢市保育士就労奨励助成金交付決定通知書(第4号様式)により、当該申請者へ通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、市長が別に定める期日までに藤沢市保育士就労奨励助成金交付請求書兼口座振込依頼書(第5号様式)を市長に提出し、助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の交付を受ける者の責務)

第8条 助成金の交付を受ける者は、その趣旨を踏まえ、保育施設において誠実に業務を遂行するとともに、本市の保育の質の向上のため、継続的に自己研鑽に努めるものとする。

(届出義務)

第9条 第6条の規定により助成金交付の決定を受けた者は、就労後1年を経過する前に次の各号のいずれかに該当する場合は、藤沢市保育士就労奨励助成金に係る届出書(第6号様式)により、直ちに市長へ届け出なければならない。

- (1) 市内の保育施設を退職したとき。
- (2) 就業場所が市内の保育施設でなくなったとき。
- (3) 市内の保育施設に常勤職員として就労したが、常勤職員以外として就労することとなったとき。

(4) 市内の保育施設に常勤的非常勤職員として就労したが、常勤職員及び常勤的非常勤職員以外として就労することとなったとき。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 前条第1号に該当したとき。ただし、助成金の交付を受けた者の意思によらず雇用者から解雇されたとき、その他のやむを得ない理由として市長が認めるときは、この限りでない。

(2) 前条第2号に該当したとき。ただし、助成金の交付を受けた者の意思によらず雇用者から解雇されたとき、その他のやむを得ない理由として市長が認めるときは、この限りでない。

(3) 前条第3号又は第4号に該当したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(5) 助成金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に反したとき。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、助成金の交付を受けた者に対し、当該取消しに係る部分についての返還を命ずるものとする。

(書類の整備保管)

第12条 助成金の交付を受けた者は、助成金の交付に係る証拠書類を整備し、事業の完了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (令和3年3月31日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和6年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。